

障がい福祉サービス等の質の確保について（案）

- 本市の障がい者自立支援給付費等は、障がい者の増加や介護者の高齢化等を背景として、年々増加している。
- 事業所数の増加により、支援の必要な人が障がい福祉サービスを利用しやすい環境が整う一方で、「障がい福祉サービス等の質の確保・向上」とともに、「給付の適正化」を図る必要があるため、次のとおり取組を推進する。

1 障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査

- ・ 民間事業者への業務委託のもと、国や本市データを活用した実態把握や分析を行い、その内容を基に令和8年度内にアクションプランを策定する。
- ・ 外部有識者で構成する「支給決定のあり方検討会議」を開催し、本市の障がい福祉サービスの支給決定等のあり方を含めた検討を実施する。

2 事業所指定・運営指導体制の強化

- ・ 事業所の指定等業務の業務委託範囲を拡大するとともに、中小企業診断士等の専門職を新たに配置し、事業所の指導体制を強化する。

3 就労継続支援B型における総量規制の導入

- ・ 就労継続支援B型事業所における適切な量の維持とサービスの質の確保を目的として、障害者総合支援法に基づく総量規制を実施する。

実施期間	新規指定分：令和8年8月1日～令和9年7月1日 (利用定員追加分：令和8年7月1日～令和9年6月1日) ※ 総量規制の解除については、単年ごとに検証	計画の必要な見込量 R7：279,997日／月 R8：334,047日／月	<	供給量 (R7.12定員数) 519,087日／月 (1,079事業所)
	実施区域			
実施理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の障がい福祉計画において定める必要な見込量に対して、供給量が大幅に超えている状況（1.5倍程度） ・ 一部の事業所では制度の趣旨に沿わないような運営や生産活動が行われている等の苦情が寄せられている 			
スケジュール	令和8年3月下旬から市ホームページ等で事業所向けに周知			

※ 1～3の取組は案であり、今後変更する場合がある。